

広島県公安委員会告示第 96 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 26 年 12 月 11 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
4S0930	告示の日 (平成26年12 月 11 日) か ら 3 年間	回胴式遊 技機	スーパーラクラク ビスカス NA	株式会社パイオニア 代表取締役 野口 三次 (大阪府東大阪市長田中一 丁目 4 番 6 号)	左同
4P1046	同上	ぱちんこ 遊技機	CR 特命係長只野 仁 N-KE	株式会社 EXCITE 代表取締役 松田 奨淳 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目 56 番地)	左同